第

6 1 0 7

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年12月20日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ 報酬・料金等の源泉徴収

Q:会社が個人事業者等に報酬を支払う場合、源泉徴収が必要になる場合があるとか。 どのようになっているのですか?

A:次のようになっています。

【解説】

会社が居住者に対して次の報酬・料金等を 支払う際には、一定の所得税等を源泉徴収し なければなりません。

- ①弁護士、税理士、社労士、弁理士、建築士、 不動産鑑定士、公認会計士、測量士などの業 務に対する報酬・料金
- ②司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の 業務に関する報酬・料金
- ③外交員、集金人、電力量計の検針人の業務 に関する報酬・料金
- ④原稿料、挿絵料、デザイン料、講演料、翻訳料、スポーツ・知識の教授・指導料など
- ⑤職業運動家、モデル等の業務に関する報 酬・料金
- ⑥芸能人等に支払う出演料等
- ⑦芸能人の役務の提供を内容とする事業の報 酬・料金
- ⑧プロボクサーの業務に関する報酬・料金
- ⑨バー・キャバレー等のホステス・コンパニオン等の業務に関する報酬・料金
- ⑩役務の提供を受けることを約することにより支払う契約金
- ⑪事業の広告宣伝のための賞金
- ②社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報 酬
- ⑬馬主に支払う競馬の賞金







